

給水装置工事施行基準・解説書 改定表  
北名古屋水道企業団

改定前	改定後	対象項等	改定日																								
埋設標示シート 市・町道管上30cm 国・県道管上50cm	埋設標示シート 県・市・町道管上30cm 国道管上50cm	P155 留意事項	H30.1.18																								
6 青銅製仕切弁 ・・・給水引込管口径30mm～50mm・・・	6 仕切弁 ・・・給水引込管口径30mm～40mm(青銅製仕切弁)50mm(ソフトシール仕切弁)・・・	P86 第6章	H30.4.27																								
(6) 2建て・・・6.0m程度までとする。	(6) 2階建て・・・6.0m程度までとする。 ※戸建住居において水栓高さが道路路面から6m以上の場合は職員と協議すること。	P62 4 (6)	H31.4.1																								
砲金アダプター	砲金アダプター又はメーター用ソケット	P83	R1.9.2																								
水道法施行令第5条	水道法施行令第6条	P8・P11・P20・P24・P28・P29・P30・P33・P61・P182	R1.10.1																								
別表第1右下 共用給水装置において各戸検針及び ・・・40,000円を加算する。 ※注 上述の・・・集中式検針のこと である。	左記部削除	P47・P58 別表第1	R1.10.1																								
100分の108	100分の110	P47・P58・P78	R1.10.1																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検針方式</th> <th style="text-align: center;">親</th> <th style="text-align: center;">子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通式検針</td> <td style="text-align: center;">×(※)</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>集中式検針</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>親メーター検針</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○・・・加入金が必要 ×・・・加入金が不要 △・・・給水戸数1件につき、40,000円(税別)が必要</p>	検針方式	親	子	普通式検針	×(※)	○	集中式検針	○	△	親メーター検針	○	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検針方式</th> <th style="text-align: center;">親</th> <th style="text-align: center;">子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通式検針</td> <td style="text-align: center;">×(※)</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>集中式検針</td> <td style="text-align: center;">×(※)</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>親メーター検針</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○・・・加入金が必要 ×・・・加入金が不要</p>	検針方式	親	子	普通式検針	×(※)	○	集中式検針	×(※)	○	親メーター検針	○	×	P49 ②給水加入 金徴収例	R1.10.1
検針方式	親	子																									
普通式検針	×(※)	○																									
集中式検針	○	△																									
親メーター検針	○	×																									
検針方式	親	子																									
普通式検針	×(※)	○																									
集中式検針	×(※)	○																									
親メーター検針	○	×																									
例1 【普通式検針】 例2 【普通式検針】 例3 【普通式検針】 例4 【集中式検針】	例1 【集中式・普通式検針】 例2 【集中式・普通式検針】 例3 【集中式・普通式検針】 (例4 削除)	P50	R1.10.1																								
例1・・・ 例2・・・	例1 例2 改定表 添付資料1参照	P51・P52	R1.10.1																								
例3・・・	例3 削除	P53	R1.10.1																								
指定給水装置工事事業者の更新手数料の追加	手数料の表中の 「条例第6条第1項 指定給水装置工 事事業者の指定 10,000円/件」 の次に 「条例第6条第1項 指定給水装置工 事事業者の更新 7,000円/件」 を加える	P54	R1.10.1																								

<p>第29条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、企業長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1) 第6条第1項の指定をするとき。 1件につき 10,000円</p> <p>(2) 第6条第2項の工事の設計審査(使用材料の承認を含む。)をするとき。 1回につき 1,000円</p> <p>(3) 第6条第2項の工事の検査をするとき。 1回につき 1,000円</p> <p>(4) 第32条第2項の確認をするとき。 1回につき 5,000円</p> <p>(5) その他証明手数料 1件につき 200円</p>	<p>第29条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、企業長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1) 第6条第1項の指定をするとき。 1件につき 10,000円</p> <p>(2) 第6条第1項の指定を更新するとき。 1件につき 7,000円</p> <p>(3) 第6条第2項の工事の設計審査(使用材料の承認を含む。)をするとき。 1回につき 1,000円</p> <p>(4) 第6条第2項の工事の検査をするとき。 1回につき 1,000円</p> <p>(5) 第32条第2項の確認をするとき。 1回につき 5,000円</p> <p>(6) その他証明手数料 1件につき 200円</p>	P54	R1.10.1
<p>比較表中 集中式検針-その他 「親メーター口径による。また、子メーター1個につき40,000円(税別)を加算する。」</p>	<p>比較表中 集中式検針-その他 「専用栓と同様、子メーター口径による。」</p>	P76	R1.10.1
<p>比較表中 集中式検針-初期費用-給水加入金 「各戸の給水加入金が普通式検針と比較し安い。」 普通式検針-初期費用-給水加入金 「一般住宅と同等のため、他の方式と比較し高い。」</p>	<p>比較表中 集中式検針-初期費用-給水加入金 「一般住宅と同等のため、親メーター検針方式と比較し高い。」 普通式検針-初期費用-給水加入金 「一般住宅と同等のため、親メーター検針方式と比較し高い。」</p>	P77	R1.10.1
<p>② 普通式検針における設置条件 各戸メーターは……こと。 ただし、平成23年3月31日現在で集中式検針として契約履行中のもので、平成23年4月1日以降にて改造申請の……適用除外とする。</p>	<p>② 普通式検針における設置条件 各戸メーターは……こと。 ただし、集中式検針として契約履行中のもので、改造申請の……適用除外とする。</p>	P104	R1.10.1
<p>サヤ管管種 水路上越し H1VP・SUS・SGP 水路下越し SGP・SUS</p>	<p>サヤ管管種 水路上越し H1VP・SUS 水路下越し H1VP・SUS</p>	P153・P154	R1.10.1
<p>右記追加</p>	<p>⑥EF接合チェックシート又はEF接合データ一覧 ※新設管がPEP(EF)でEF接合がある場合</p>	P163 6 提出書類	R1.11.18
<p>※)1 企業長の修繕範囲</p>	<p>※)1 企業長の修繕範囲 (メーターボックス・止水栓ボックスは除く)</p>	P185・P186	R1.12.16
<p>右記追加</p>	<p>3 民地内の布設状況(圧着保護等)が確認できること。</p>	P165 布設状況 留意事項	R2.1.6

